

石川県立中央病院における厚生労働科学研究費補助金の使用に関する行動規範

石川県立中央病院（以下「当院」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について」（平成 26 年 3 月 31 日付け科発 0331 第 3 号厚生科学課長決定）を遵守し、石川県立中央病院における厚生労働科学研究費補助金（以下「科研費」という。）に係る不正使用防止に関する規程第 4 条第 5 項に規定する行動規範を、下記のとおり定める。

- 1 構成員は、研究の実施、科研費の執行に関する事務処理上の権限及び決裁手続きにあたっては、関係法令及びこの規程に定めるもののほか、石川県財務規則（昭和三十八年十二月三十一日規則第六十七号）を遵守する。
- 2 構成員は、科研費は国民の税金（公的な資金）であることを認識する。
- 3 構成員は、科研費を公正かつ効率的に計画的に使用するとともに、実態のない経費の使用や目的外使用など、不正な使用を行わない。
- 4 構成員は、科研費の適正な執行を確保し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 5 構成員は、科研費の使用に当たり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。

附 則

この行動規範は、令和 4 年 3 月 9 日から施行する。